

令和6年度都民のフロン排出抑制行動の推進のための普及啓発事業に係る 業務委託に関する募集要項

1 目的

東京都は、「東京都環境基本計画（令和4年9月）」及び「『未来の東京』戦略 version up 2024（令和6年1月）」において、フロンの排出削減に関する政策目標を掲げており、2030年目標値としてフロンの排出量を2014年度比で65%削減することとしている。東京都は、国や事業者等と連携して業務用冷凍空調機器からのフロン漏えい対策を実施してきたが、フロン排出量の更なる削減のためには、都内のフロン排出量の約2割を占めるルームエアコン等、家庭部門からの排出量の削減も重要である。

本委託では、この政策目標の達成に向けて、広く都民に対してフロン対策の重要性を周知し、フロンへの関心及び正しい知識を持ってもらうことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 件名

令和6年度都民のフロン排出抑制行動の推進のための普及啓発事業に係る業務委託

(2) 履行場所

公益財団法人東京都環境公社が指定する場所

(3) 履行期間

契約確定日から令和7年3月19日まで

(4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(5) 契約上限額

¥18,000,000.-（税抜）

3 選定スケジュール

実施項目	実施時期・期間
公募・申込受付	令和6年7月4日（木曜日）から 令和6年7月10日（水曜日）16時まで
質疑受付	令和6年7月11日（木曜日）から 令和6年7月17日（水曜日）16時まで
質疑回答（電子メールにて一斉回答）	令和6年7月19日（金曜日）
提案書等受付	令和6年7月11日（木曜日）から 令和6年7月31日（水曜日）16時まで
審査会（予定）	令和6年8月5日（月曜日）から 令和6年8月9日（金曜日）までの間に実施
審査結果通知（予定）	令和6年8月15日（木曜日）

4 企画提案の応募資格

応募する事業者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する者を配置することができる者であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な体制を確保できる者であること。
- (3) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要項（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取り消しの期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる個人又は団体でないこと。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要項（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

5 応募方法

応募者は、応募申請書1部（様式1）を令和6年7月10日（水曜日）16時までに「(1) 提出先」に提出する。（必着）

(1) 提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階
公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課
計画係 笹川／森山
TEL：03-3647-7132 メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp

(2) 提出方法

持参、郵送、メール添付のいずれかの方法

6 質疑の受付と回答

(1) 質疑受付期間と回答

令和6年7月17日（水曜日）16時までに、質問票（様式2）により行うこと。質疑に対する回答は、令和6年7月19日（金曜日）に、応募者全員にメールにて通知する。

(2) 質問票の提出方法

電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp

なお、本募集期間中における電話やファックスによる質問は、一切受け付けない。

7 提案書等の提出

応募者は、次の資料を作成し、期間内に提出すること。また、本選考は業務適格者を選定するものであるため、具体的な作業は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施する。

(1) 提出書類一覧

ア 企画提案書等提出届（様式3）・・・・・・A4縦1部

所在地、会社名を記入するとともに代表者印を押印すること。

イ 会社概要書（様式4）・・・・・・・・・・ A4縦1枚4部

令和6年4月1日現在の状況を記載すること。

ウ 企画提案書・・・・・・・・・・ 10部

(ア) 10部のうち、6部は応募者名（事業者名）を伏せ、ロゴマーク、略称等社名が類推できる表記もしないこと。また用紙サイズはA4とし、企画提案書1部毎に左上1箇所をステープラ止めすること。

(イ) ページ数は任意とし、次の内容について記載すること。記載する順番は次のとおりとする。

a 全般

- ・本事業の実施に係る十分な実施体制が確保され、スケジュールが的確に設定されていること。
- ・適切な実施効果（KPI）の目標値を設定すること。

b フロンに係る都民向け普及啓発ツールの作成

- ・普及啓発ツールの内容及び構成について、フロンに対して関心の低い都民に対しフロン対策の重要性を訴えるための創意工夫を示すこと。
- ・普及啓発ツールのデザインコンセプトを分かりやすく示すこと。
- ・著名人やインフルエンサー、キャラクター等の起用について、候補の選定理由を示すこと。
- ・代替フロンは温暖化係数が非常に高い物質であること、家電製品にもフロンは含まれており適正に廃棄しないと大気に放出されてしまうこと、都民が自らできる対策行動について、用語の解説、仕組みや特徴などを簡潔かつ分かりやすく周知できる構成案を示すこと。
- ・ショート動画について、見栄えや演出などの視聴や拡散をしてもらえる工夫や仕組みを説明し、併せてその選定理由を示すこと。
- ・ロング動画について、視聴者が飽きないための工夫や仕組みを説明し、併せてその選定理由を示すこと。

c 普及啓発ツールを活用した都民への広報活動

- ・広告の手法について説明するとともに、その手法を選定した理由を示すこと。
- ・選択した広告の手法について、費用対効果を示すこと。
- ・ターゲットに応じた効果的な媒体・掲出プランを盛り込むこと。
- ・その他、本件業務の目的に資する効果的な広報活動（広報媒体、実施内容、想定効果、選定理由）があれば示すこと。

d 業務実績・業務推進能力

- ・令和6年4月1日を起点として、過去10年の間に国、独立行政法人、地方自治体又は地方自治体の監理団体の発注により元請けとして受託した実績があれば記載すること。

エ 見積書

(ア) 本委託業務に関する経費内訳を明らかにすること。

(イ) 見積書の宛名は、「公益財団法人 東京都環境公社 理事長」とする。

(ウ) 内訳書に出精値引き、端数調整等値引きを記載しないこと。

オ 応募事業者の会計決算書（貸借対照表・損益計算書）・・・4部
直近2年度（令和3・4年度）分の貸借対照表・損益計算書を提出すること。

(2) 提出期間

令和6年7月11日（木曜日）から令和6年7月31日（水曜日）16時まで（必着）

(3) 提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階
公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課

計画係 笹川／森山

TEL：03-3647-7132 メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp

(4) 提出方法

持参、郵送のいずれかの方法

なお、上記に加えて、提出書類一式をメールで提出すること。

8 審査基準

(1) 選考

提出書類及び審査会におけるプレゼンテーションの内容をもとに審査を実施し、最も評価の高い企画提案を特定（採用）する。

(2) 審査結果の通知

特定（採用）又は非特定（不採用）については、令和6年8月15日（木曜日）（予定）までに通知する。

(3) 審査項目・審査の観点

No.	審査項目	審査の観点
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に係る十分な実施体制が確保され、スケジュールが的確に設定されているか。 ・設定した実施効果（KPI）の目標値は適切なものか。
2	フロンに係る都民向け普及啓発ツールの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発ツールの内容及び構成について、フロンに対して関心の低い都民に対しフロン対策の重要性を訴えるための創意工夫のある内容になっているか。 ・普及啓発ツールのデザインコンセプトは多くの都民の目に留まりやすいビジュアル性を意識したものとなっているか。 ・著名人やインフルエンサー、キャラクター等の起用について、候補の選定理由は適切なものか。 ・代替フロンは温暖化係数が非常に高い物質であること、家電製品にもフロンは含まれており適正に廃棄しないと大気に放出されてしまうこと、都民が自らできる対策行動について、用語の解説、仕組みや特徴などを簡潔かつ分かりやすく周知できる構成案となっているか。 ・ショート動画について、見栄えや演出などの視聴や拡散をしてもらえる工夫や仕組み、併せてその選定理由は適切なものか。 ・ロング動画について、視聴者が飽きないための工夫や仕組み、併せてその選定理由は適切なものか。
3	普及啓発ツールを活用した都民への広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の手法についての説明、その選定理由は適切なものか。 ・費用に見合った適切な手法を選定しているか。 ・ターゲットに応じた効果的な媒体・掲出プランとなっているか。
4	業務実績・業務推進能力	<ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似業務の実績から、提案書の内容を履行するための能力を有しているか。 ・経営状況は安定しているか。
5	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲で経費内訳が妥当なものとなっているか。

9 審査会の実施

(1) 日時（予定）

令和6年8月5日（月曜日）から令和6年8月9日（金曜日）までの間に実施する。

(2) 実施方法

対面形式

(3) 審査時間

1社当たり30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）

(4) 出席可能人数

各社3名以内

(5) プレゼンテーション

使用する資料は、提出した審査会用企画提案書の基データを用いることとし、追加資料は認めない。

(6) 審査方法

本募集要項「8 審査基準」に沿い、合目的性、効果性等について総合的に審査する。

(7) その他

ア 審査会の日時、実施方法及び審査時間の詳細については、企画提案書等提出届（様式3）に記載の担当者宛てに通知する。

イ 説明資料の中に会社名、商品名等が特定できる表記を入れないこと。

10 契約締結

審査の結果、最も評価の高い企画提案の応募者と、本業務委託に係る契約を締結する。

11 その他

(1) 本委託業務の内容については、仕様書を参照すること。

(2) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提出物は返却しない。

(4) 採用された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号））は公社に帰属するものとする。なお、企画提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、当該著作物に係る一切の権利処理は、採用された応募者の費用及び責任において行うものとする。

(5) 本委託業務の契約については、最も評価の高い企画提案の応募者の見積額をもって契約締結する。契約締結に際し、公社は受託者と協議の上、予定経費内で提案内容の一部を修正することができるものとする。

(6) 審査経過等に関する問い合わせには応じないとともに、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

12 企画提案書の提出及び本件に関する問合せ先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課

計画係 笹川／森山

TEL：03-3647-7132 メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp